

商品概要説明書

成年後見支援貯金 (普通貯金)

(2025 年 4 月 1 日現在)

	(2025 年 4 月 1 日現在)
商品名	・成年後見支援貯金(普通貯金)
ご利用いただける方	- 個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた 方。
期間	- 期間の定めはありません。
預入方法	
(1)預入方法	- 当 J Aの口座開設店(所)でのみ、預入できます。
(2)預入金額	- 1円以上
(3)預入単位	- 1円単位
—————————————————————————————————————	
(1)払戻用法	・当JAの口座開設店(所)窓口でのみ、払戻しできます。
	・ 家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。
(2)払戻金額	・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。
(3) その他	- 公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
利息	
(1) 適用金利	・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。
(2)利払頻度	・毎年2月と8月の当JA所定の日に支払います。
(3)計算方法	・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日とする日割計算をし
	ます。
(4) 税金	・20.315% (国税 15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5) 金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	
手数料	・定時自動送金を利用する場合、当JA所定の手数料(取扱手数料および振込手数料)がかかります。
ーーーーーー 付加できる特約事項	・ 定期交付金の支払手段※として、定時自動送金の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示
	書」が必要です。
	※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規 定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービス
	を提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利
	息が貯金保険により保護されます。
	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、JAにお
紛争解決措置の内容	申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速か
M 于叶八油 匣 V F 1石	つ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け
	付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 お申込みいただきました J A または J A バンク相談所にお申し出ください。
	愛知県弁護士会紛争解決センター (電話:052-203-1777)
	民間総合調停センター(大阪府)※
	※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。
	詳しくは上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。
その他参考となる事項	・1人1口座とします。
	・キャッシュカードは発行いたしません。



- ・ATM (現金自動貯払機)を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理するATMを利用した入金と記帳のみ可能です。
- ・当 J Aの口座開設店(所)窓口でのお取り扱いに限定いたします。
- ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 23 日まで未記帳の状態が 続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。